

九月廿八日

本件事件は、西宮城の事務所にて、元々は「新規」の件

で、新規事件として扱はれていたが、後に「新規」の件

は、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

が、西宮城の事務所にて、新規事件として扱はれていた

一〇一三二一



5.1 28

社第三回
和四年十二月廿八日

總監丸山鶴

務大臣 安達謙藏殿
社會局長官殿
大須神奈川各府縣知事殿

株式會社英蘭書房勞動爭議二件 (其一解決)

要旨 (1) 従業員十名ハ本日待遇改善嘆願書ヲ提出ス

(2) 事業主六十一名ニ出席停止シ余ダ

(3) 本日嘆願ノ大部分シ客認解決ス

標記事項二件勞動爭議發生シタル之間セナク解決シタル之件 (其二解決)

「發生」場所 鞍町立富生見町廿四番地

「事業主側」